

(案)

苫小牧市総合防犯計画

(令和2年度～令和6年度)

苫 小 牧 市

目 次

第1章 計画の目的	1
1 計画の目的	1
2 計画の対象範囲	1
3 計画の期間	1
第2章 犯罪における現況と課題	2
1 犯罪の現状等	2
(1) 北海道内都市の刑法犯認知件数	2
(2) 苫小牧市の刑法犯認知件数	3
(3) 交番別刑法犯(窃盗犯)認知件数	4
(4) 子どもに対する事案	5
(5) 道内における振り込め詐欺などの特殊詐欺	6
(6) 暴力団情勢	6
2 地域防犯活動(ボランティア)の現状	7
(1) 自主防犯パトロール組織の現状	7
(2) 青色回転灯装着車両によるパトロール	7
(3) 防犯活動推進員	7
3 安全安心に関する市民意識	8
(1) 市民意識調査の方法	8
ア 目的・配布状況	8
イ 回収状況	8
(2) 市民意識調査結果	9
ア 回答者属性	9
イ 地域の安全についての満足度	11
ウ 犯罪被害への不安感	12
エ 犯罪被害にあう不安を感じる犯罪	13
オ 犯罪被害にあう不安を感じる場所	14
カ 犯罪情報の入手方法	15
キ 防犯対策に対する意識と取組み	16
ク 防犯対策における防犯グッズの活用	17
ケ 地域防犯活動(ボランティア)の認知及び活動状況	17
コ 地域防犯活動(ボランティア)に参加するために必要な条件	18
サ 安全で安心して暮らせるまちを実現するために市に期待する取組み	19
4 防犯に対する取組みにおける課題(犯罪発生の背景と要因)	20
(1) 市民の安全・安心感	20
(2) 市民の防犯意識	20
(3) 地域の防犯活動	20
(4) 犯罪が起きにくい環境の整備	21
(5) 子どもと高齢者の安全確保	21

第3章 計画の推進	23
1 計画の基本目標	23
2 計画の推進	23
(1) 市の取組み	23
ア 広報及び啓発活動の実施	23
イ 防犯に配慮した環境の整備	25
ウ 市民及び事業者の防犯活動への支援	26
エ 学校等における子どもの安全対策	26
オ 高齢者の安全対策	28
カ その他の取組み	28
(2) 市民の取組み	29
ア 自宅など身の回りの安全対策	29
イ 防犯知識の習得と地域防犯ボランティア活動への協力	29
(3) 事業者の取組み	30
ア 事業所等の防犯対策	30
イ 従業員に対する啓発	30
ウ 地域における防犯活動への協力	30
3 計画の推進体制	31
(1) 庁内推進体制	31
(2) 全市的な推進体制	31
苫小牧市総合防犯計画の体系	32
参考資料	33
1 市民アンケート調査票	34
2 苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例	39
3 苫小牧市防犯のまちづくり懇話会設置要綱	42
4 苫小牧市防犯のまちづくり懇話会委員名簿	44

第1章 計画の目的

1 計画の目的

苫小牧市は、苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例(平成13年条例第21号。以下「防犯条例」という。)に規定する防犯に関する施策として、平成27年6月に、令和元年度までの5ヵ年を期間とする「苫小牧市総合防犯計画」を策定しました。

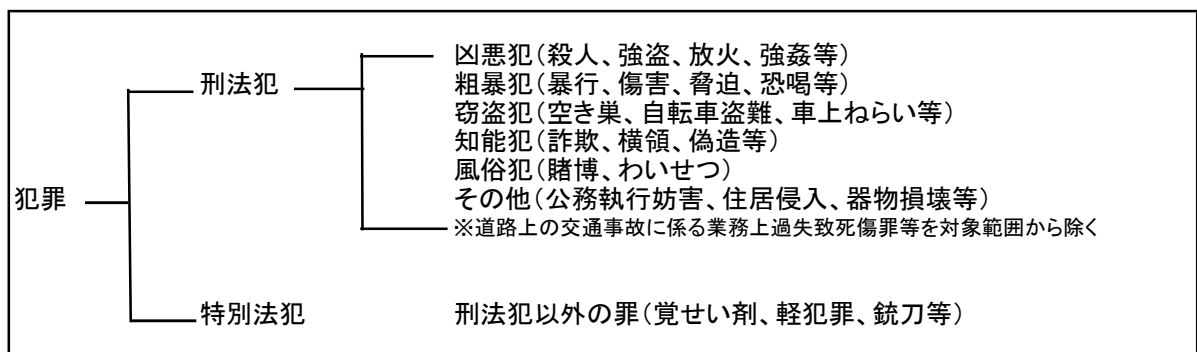
また、苫小牧市総合計画(基本構想・第6次基本計画)には、主要施策としての取組みに「犯罪予防対策の強化」、「防犯体制の充実」を防犯対策の推進として位置付けています。これまで、「苫小牧市総合防犯計画(平成27年度～令和元年度)」では、犯罪のない安全な市民生活の確保に向け、防犯に関する広報、啓発活動等、各種施策の実施に努め取り組んできました。

近年、苫小牧市における刑法犯認知件数は緩やかながら減少傾向にありますが、特殊詐欺におけるオレオレ詐欺被害は、全国的に高齢者率が高く、架空請求詐欺については高齢者のみならず幅広い世代で被害が発生しています。

苫小牧市ではこうした背景を踏まえつつ、さらなる犯罪予防対策の取り組みや防犯体制の充実の推進に向けて、市民の意向把握などに基づき、市、市民及び事業者の役割を明確化し連携・協働して取り組むことにより、安心して暮らせる市民生活の確立を目指すことを目的として策定しています。

2 計画の対象範囲

本計画では、市民が日頃から不安を抱いている空き巣ねらい等の窃盗事件や子どもに対する犯罪など市民の身近な場所で発生する犯罪を対象とし、法律による分類の中で主に一般刑法犯を対象範囲とします。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化に応じて、適時、見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

第2章 犯罪における現況と課題

1 犯罪の現状等

(1) 北海道内都市の刑法犯認知件数

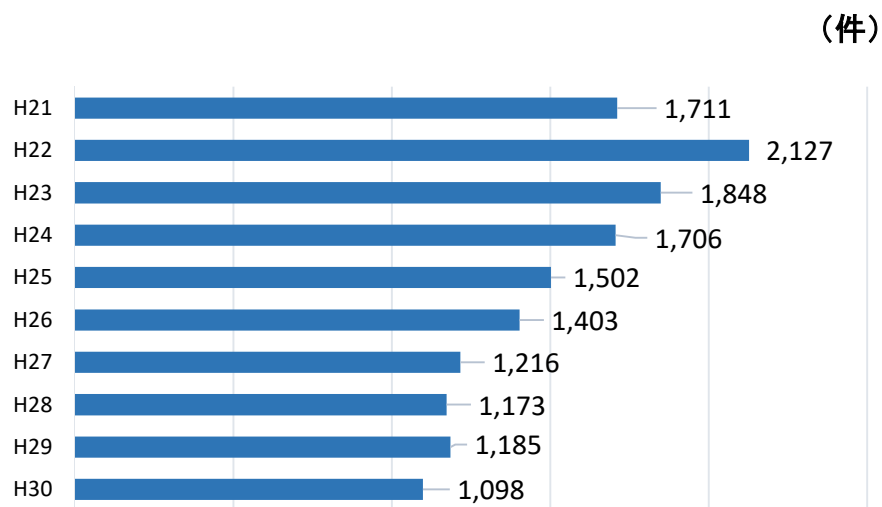
苫小牧市の犯罪認知件数及び人口1万人当たりの件数割合は、ともに徐々に減少傾向を呈しています。また、人口5万人以上の道内15市平均との比較では、件数は下回っているものの、人口1万人当たりの件数割合でみると、平成29年と平成30年値は上回る状況となっています。

	平成 30 年				平成 29 年			平成 28 年		
	市	件数	人口(人)	件数/人口 (1万人当り)	市	件数	件数/人口 (1万人当り)	市	件数	件数/人口 (1万人当り)
1	札幌市	11,718	1,952,348	60.0	札幌市	13,237	68.0	札幌市	15,422	79.2
2	函館市	1,499	262,519	57.1	旭川市	1,716	50.1	旭川市	2,052	59.9
3	旭川市	1,380	340,211	40.6	函館市	1,475	55.6	函館市	1,526	57.5
4	苫小牧市	1,098	172,373	63.7	苫小牧市	1,185	68.4	苫小牧市	1,173	67.7
5	帯広市	798	167,653	47.6	帯広市	865	51.5	釧路市	1,042	59.7
6	釧路市	769	172,391	44.6	釧路市	766	43.9	帯広市	849	50.5
7	江別市	638	118,999	53.6	千歳市	723	75.0	千歳市	743	77.0
8	千歳市	598	96,841	61.8	江別市	634	53.2	江別市	616	51.7
9	小樽市	489	118,948	41.1	小樽市	488	40.4	小樽市	606	50.2
10	北見市	417	118,787	35.1	北見市	465	38.8	北見市	526	43.8
11	岩見沢市	351	82,823	42.4	恵庭市	392	56.6	室蘭市	455	52.2
12	室蘭市	308	85,807	35.9	北広島市	348	58.9	岩見沢市	441	52.5
13	恵庭市	304	69,521	43.7	岩見沢市	344	41.0	恵庭市	413	59.6
14	石狩市	280	58,502	47.9	室蘭市	325	37.3	石狩市	386	65.5
15	北広島市	263	58,828	44.7	石狩市	317	53.8	北広島市	342	57.8
	計	20,910	3,876,551			23,280			26,592	
	平均	1,394	258,437	53.9		1,552	59.9		1,773	68.4

※ 市町村別認知件数(12月末現在・人口5万人以上):北海道警察本部
 ※ 平成30年住民基本台帳人口(平成30年1月1日現在):北海道

(2) 苫小牧市の刑法犯認知件数

過去10年間における認知件数は、平成22年をピークとして、平成29年は前年を12件上回りましたが、緩やかなカーブを呈し減少しています。

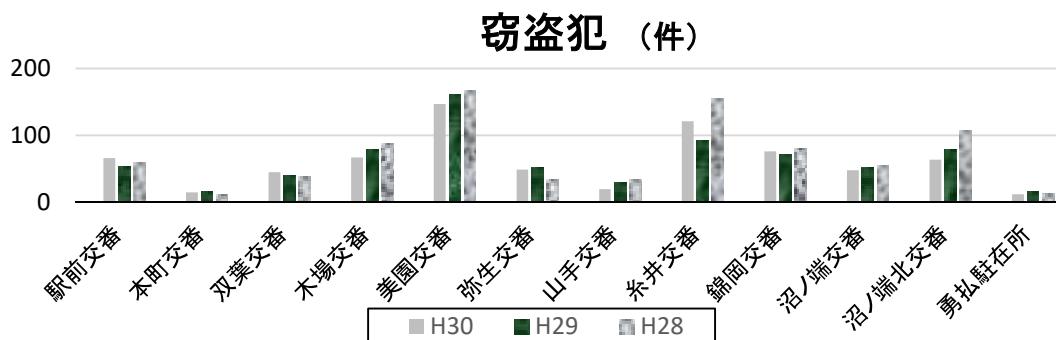


(出典:北海道警察本部)

(3) 交番別刑法犯(窃盗犯)認知件数

交番別での認知件数は、美園交番、糸井交番、沼ノ端北交番、錦岡交番、木場交番が比較的多くなっています。また、これらの交番管轄内における人口も、木場交番管轄区を除き、比較的多い状況となっています。

窃盗犯は刑法犯全体において、平成28年から平成30年で、6割から7割を占めており、窃盗犯罪の手口では、平成30年で、万引き、自転車盗難、車上ねらいが多く発生しています。



交 番 別	H30	H29	H28
駅前交番	66	54	60
本町交番	15	17	12
双葉交番	45	41	38
木場交番	67	79	89
美園交番	147	162	167
弥生交番	49	52	35
山手交番	20	30	34
糸井交番	121	93	155
錦岡交番	76	72	81
沼ノ端交番	48	52	56
沼ノ端北交番	64	79	107
勇払駐在所	12	16	13
計	730	747	847 (件)
全刑法犯件に占める割合	66.5%	63.0%	72.2%

※交番管轄区域

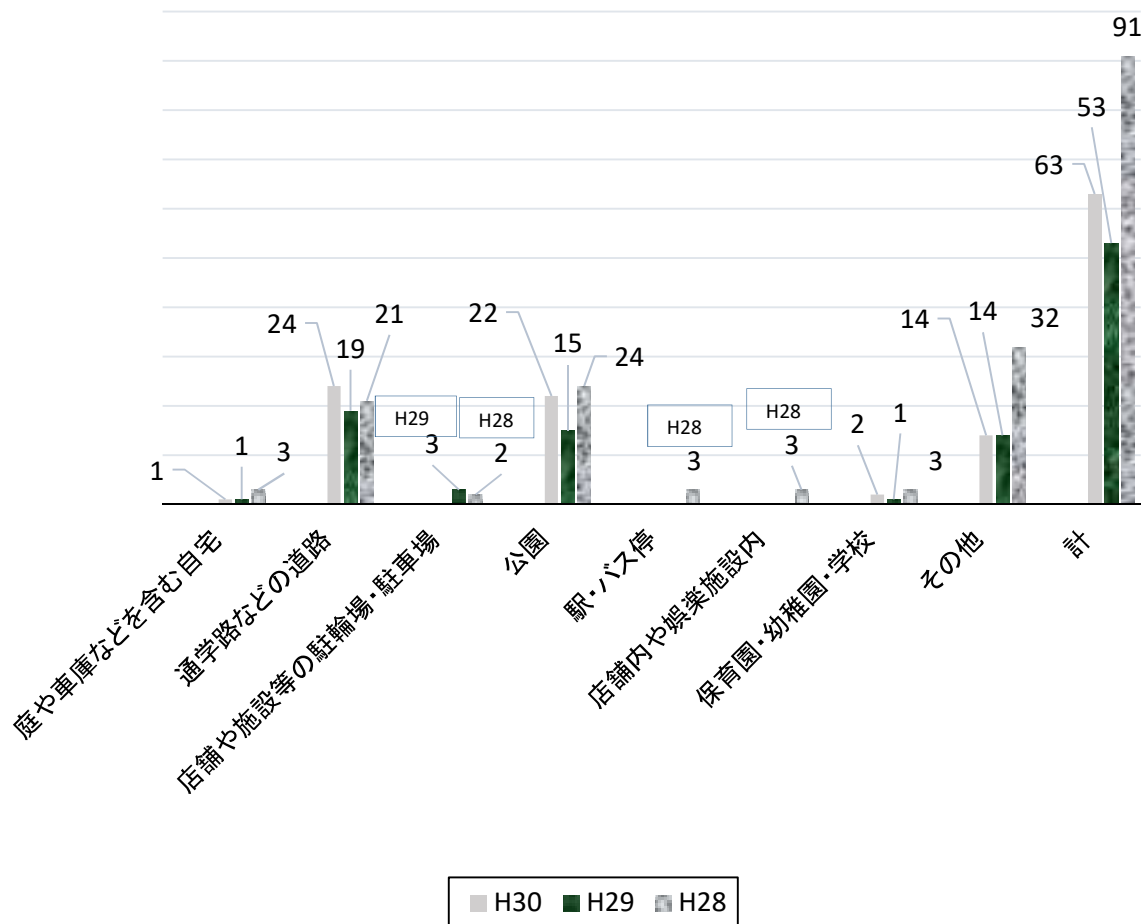
交番	管 轄 町 名
駅前交番	旭町、王子町、表町、末広町、若草町、汐見町、新中野町、港町、元中野町
本町交番	大町、寿町、幸町、栄町、高砂町、錦町、浜町、本町、本幸町
双葉交番	泉町、音羽町、三光町1～4丁目、住吉町、日の出町、双葉町
木場交番	春日町、木場町、清水町、緑町
美園交番	明野新町、明野元町、三光町5～6丁目、新開町、新明町、字高丘の一部(苫小牧川以東)、字丸山、美園町、柳町
弥生交番	青葉町、白金町、新富町、大成町、元町、矢代町、弥生町
山手交番	啓北町、花園町、北光町、松風町、見山町、山手町、字高丘の一部(苫小牧川以西)
糸井交番	有明町、字糸井、有珠の沢町、永福町、柏木町、川沿町、小糸井町、光洋町、桜木町、桜坂町、しらかば町、豊川町、日新町、はまなす町1丁目、日吉町、宮の森町
錦岡交番	澄川町、青雲町、字樽前、ときわ町、字錦岡、のぞみ町、錦西町、はまなす2丁目、美原町、宮前町、明德町、もえぎ町、北星町
沼ノ端交番	字柏原、字静川、東開町、沼ノ端中央、字沼ノ端(室蘭本線以南)、船見町、一本松町、晴海町、入船町、字勇払の一部(勇払ふ頭以北)
沼ノ端北交番	拓勇西町、拓勇東町、北栄町、あけぼの町、字植苗、字美沢、ウトナイ北、ウトナイ南
勇払駐在所	字弁天、真砂町、字勇払

(4) 子どもに対する事案

子どもに対する変質者、不審者などからの声かけ等に関する事案で、市に寄せられた通報は、平成28年度が91件、平成29年度が53件、平成30年度が63件で、平成29年度及び平成30年度ともに、平成28年度に比べ減少しました。また、3ヵ年の平均は69件で、その内の約6割が小学生、約2割が中学生、その他となっています。

発生場所別では、平成28年度から平成30年度のいずれも、公園や通学路などの道路が多くなっています。

発生場所別 (件)



(5) 道内における振り込み詐欺などの特殊詐欺

道内で平成30年中に発生した特殊詐欺は、前年比156件減の141件で、被害金額は、前年比約2億5,936万円減の約3億3,079万円となりました。

この中で最も被害件数の多かったのが、74件発生した有料サイトの料金請求や名義貸しトラブル解決策を装う「架空請求詐欺」でした。

全国的には、特殊詐欺の被害全体に占める65歳以上の高齢者率は78.1%で、特に、オレオレ詐欺では96.9%を占めました。

(警察白書、北海道警察ホームページより)

苫小牧警察署管内(苫小牧市・白老町・厚真町・安平町・むかわ町)の平成28年から平成30年の3ヵ年における被害状況は、件数及び金額ともに平成29年が最も高い状況となっています。これは、特に市内居住の高齢女性が、名義貸しによるトラブル詐欺で4,500万円をだまし取られたことによります。

(苫小牧警察署資料より)

特殊詐欺	H30		H29		H28	
	件数	金額(万円)	件数	金額(万円)	件数	金額(万円)
オレオレ	2	100	8	3,048	0	0
架空請求	2	138	6	953	2	299
融資保証金	0	0	0	0	1	10
還付金	0	0	0	0	0	0
振り込み以外の詐欺	0	0	2	5,000	1	5
計	4	238	16	9,001	4	314

(振り込み詐欺:オレオレ・架空請求・融資保証金・還付金)

(6) 暴力団情勢

道内の暴力団構成員等の総数は、平成30年末現在約1,700人となります。

このうち、暴力団構成員数は約850人で、暴力団準構成員等数は約850人です。

主要団体の六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組、住吉会、稲川会の暴力団構成員等数は、約1,640人で全体の96%を占めています。

(北海道警察ホームページより)

2 地域防犯活動(ボランティア)の現状

(1) 自主防犯パトロール組織の現状

自主防犯パトロール組織は、地域の防犯に関して自主的にパトロール活動などに取り組んでいる町内会、老人クラブ、NPO法人などのボランティアで構成する団体等の組織で、平成31年4月現在、58組織が活動を行っています。

また、自主防犯パトロール組織は、市で貸し出しを行っている夜光反射材、腕章、啓発用のぼりなどの用具や啓発用看板を活用し地域の防犯活動を行っています。

(2) 青色回転灯装着車両によるパトロール

青色回転灯を装着した自動車で行う防犯パトロールは、活動範囲が広範囲にわたることで、地域における犯罪抑止に有効な手段として期待されています。

平成31年4月現在、自主防犯パトロール組織のうち、29組織が青色回転灯装着車両を活用しており、常時活動している登録車両は64台となっています。

市防犯協会では、青色回転灯、パトロール表示シート等のほか、令和元年度からドライブレコーダーを貸し出し、犯罪防止に向けた活動上の支援を行っています。

(3) 防犯活動推進員

防犯活動推進員は、防犯活動の推進や地域社会の防犯に関する普及啓発等を担っており、町内会やNPO法人などの団体等の推薦をもとに市が委嘱しており、平成31年4月現在、221名が活動を行っています。

3 安全安心に関する市民意識

(1) 市民意識調査の方法

ア 目的・配布状況

調査の目的	防犯に関する市民の意識を把握し、令和2年度から6年度までの次期総合防犯計画策定に係る課題や施策検討の参考とするため
調査対象	苫小牧市在住の無作為に抽出した18歳以上の市民1,300人
配布方法	調査表の郵送配布
回収方法	郵送回収
調査期間	令和元年8月1日～8月29日

イ 回収状況

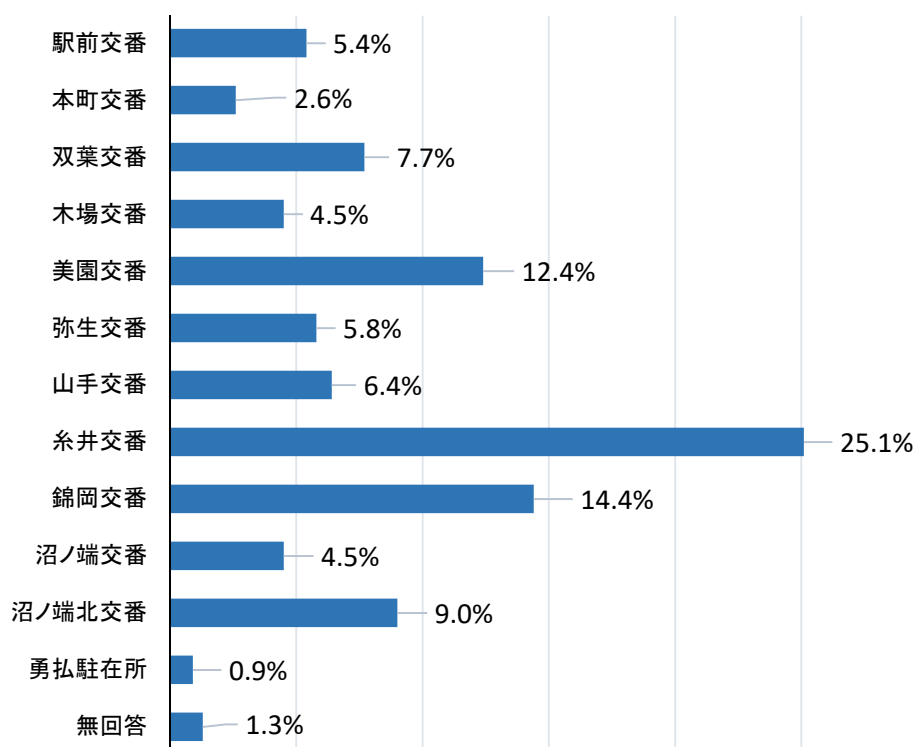
配布数	回収数	回収率
1,300	466	35.8%

(2) 市民意識調査結果

ア 回答者属性

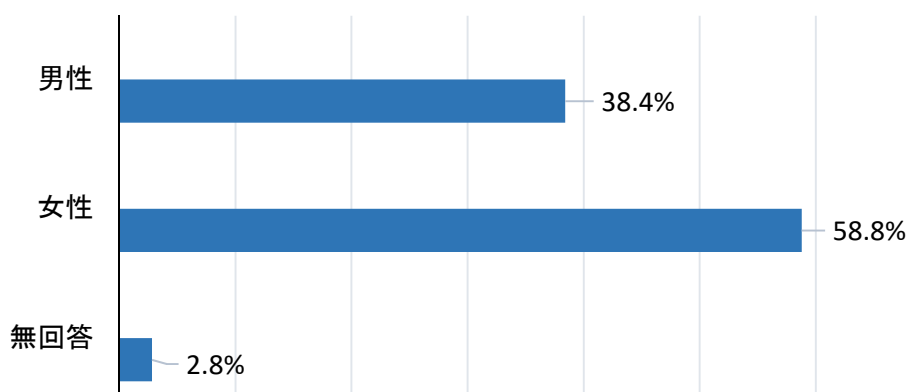
① 居住している地域(交番管轄区域※～4ページ参照)

回答者の居住地域を見ると糸井交番管轄区が25.1%と最も多く、以下錦岡交番管轄区が14.4%、美園交番管轄区が12.4%でした。住民基本台帳における人口動態上も交番管轄区では、1位が糸井交番、2位錦岡交番、3位が沼ノ端北交番、4位が美園交番となっています。



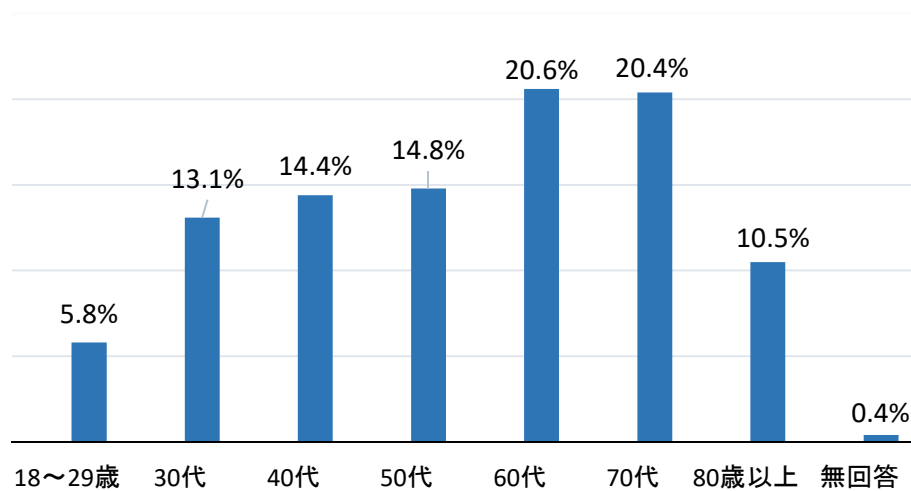
② 性別

全体では、女性が58.8%、男性が38.4%で、女性の比率が多くなっています。



③ 年齢

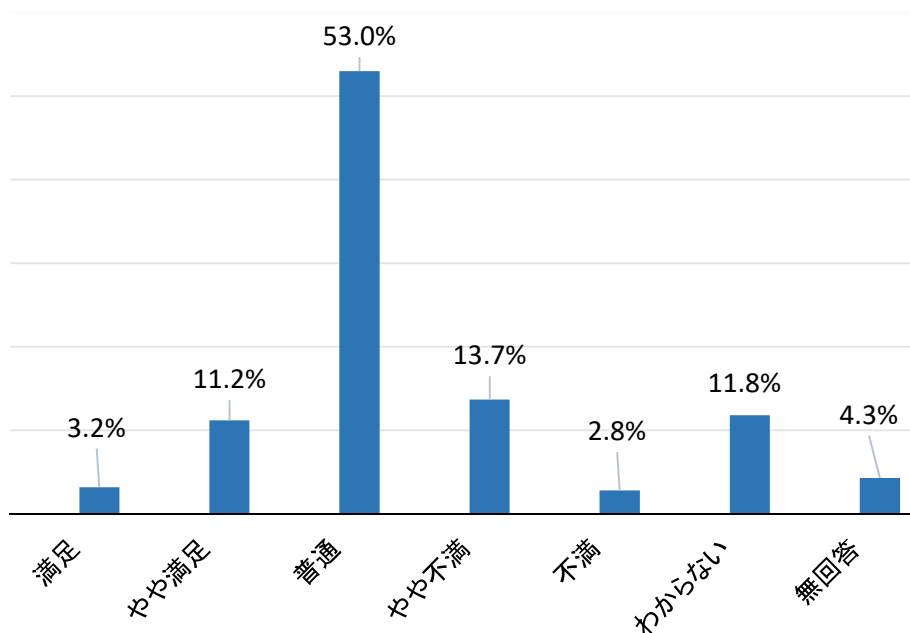
全体では、60代が20.6%で最も多く、以下70代が20.4%、50代が14.8%、40代が14.4%と続きます。比較的年齢の高い回答者が多くなっています。



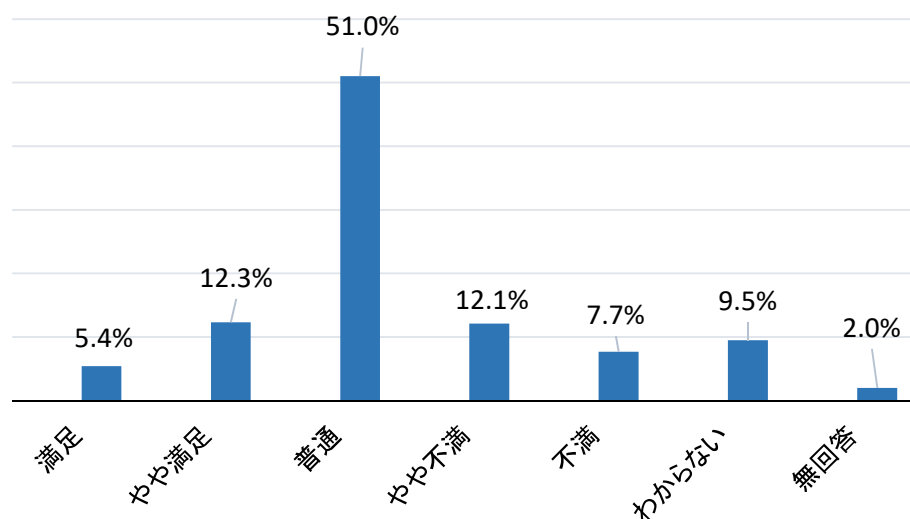
イ 地域の安全についての満足度

「苫小牧市における、防犯など身近な地域の安全について、どのようにお考えですか」との問に対して、「普通」が53.0%と最も多く、「満足」「やや満足」の合計が14.4%、「やや不満」「不満」の合計が16.5%でした。

また、平成26年調査時は、「普通」が51.0%、「満足」「やや満足」の合計が17.7%、「やや不満」「不満」の合計は19.8%で、今回調査結果より、「満足」「やや満足」が3.3%低下、「やや不満」「不満」も3.3%低下しました。

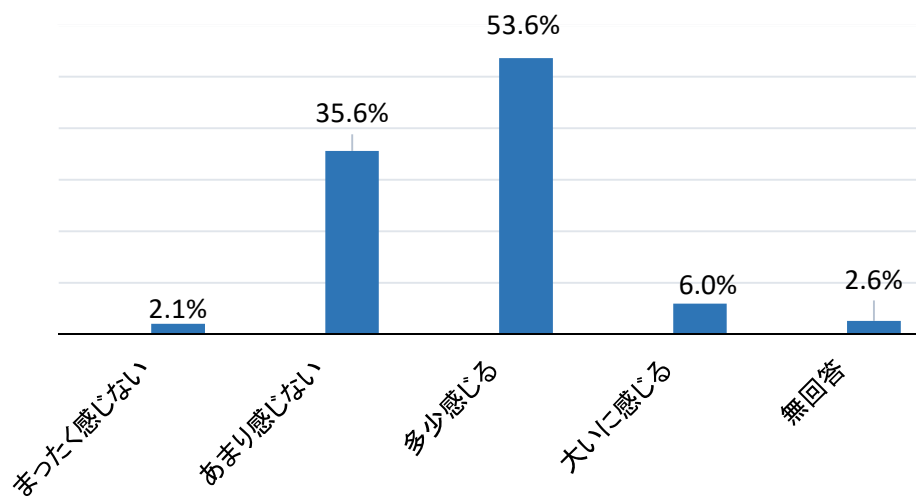


H26年調査結果



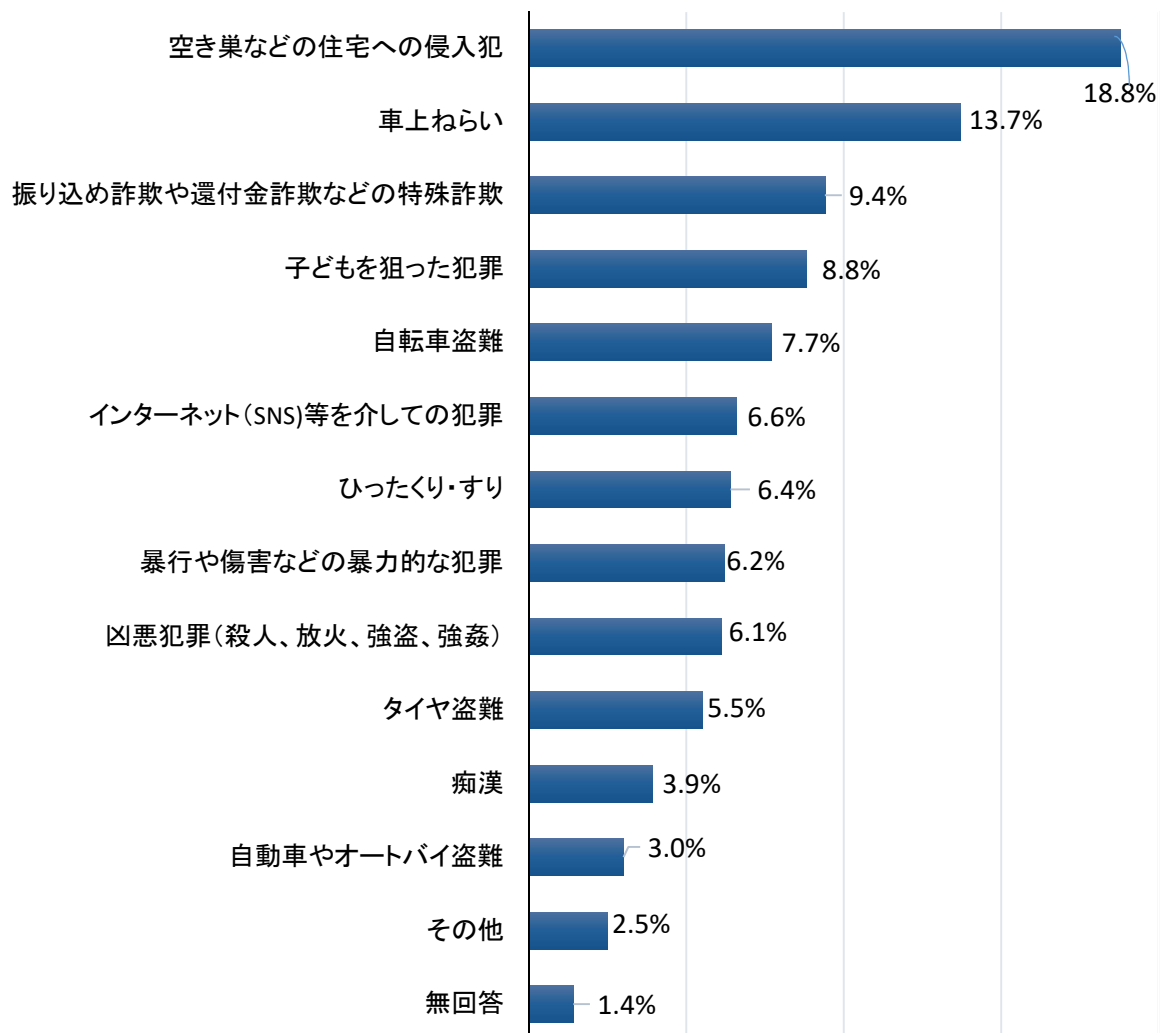
ウ 犯罪被害への不安感

「日常生活を送る中で、自分が何らかの犯罪被害にあう不安を感じますか」との問に対して、「多少感じる」「大いに感じる」の合計が59.6%、「まったく感じない」「あまり感じない」の合計が37.7%でした。半数以上が犯罪被害にあう不安を感じています。



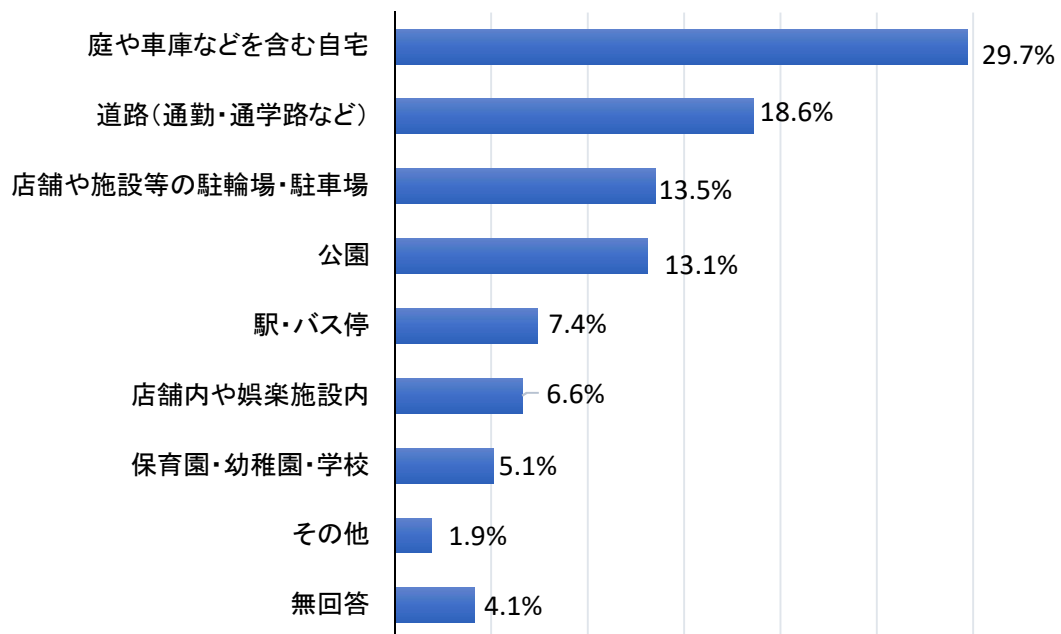
エ 犯罪被害にあう不安を感じる犯罪

「空き巣などの住宅への侵入犯」が18.8%と最多で、「車上ねらい」が13.7%、次いで「振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺」が9.4%を占めています。



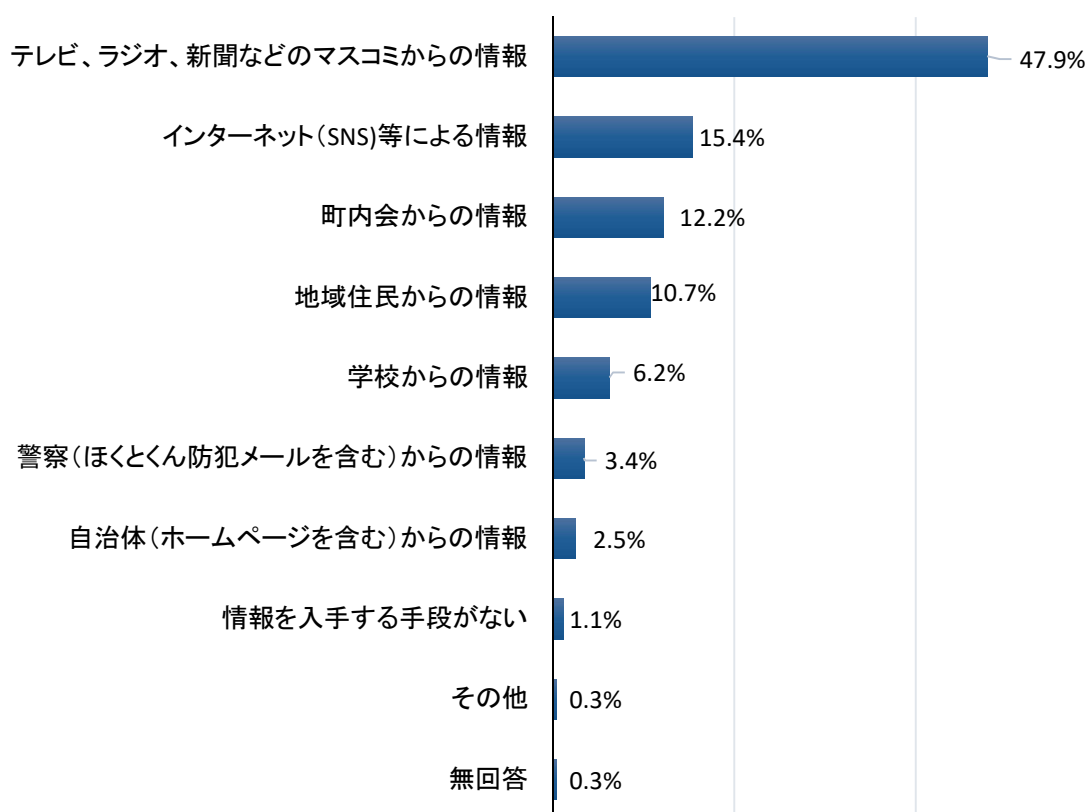
オ 犯罪被害にあう不安を感じる場所

「庭や車庫などを含む自宅」が29.7%、次いで「道路(通勤・通学路など)」が18.6%、「店舗や施設等の駐輪場・駐車場」の13.5%、「公園」13.1%と続いています。



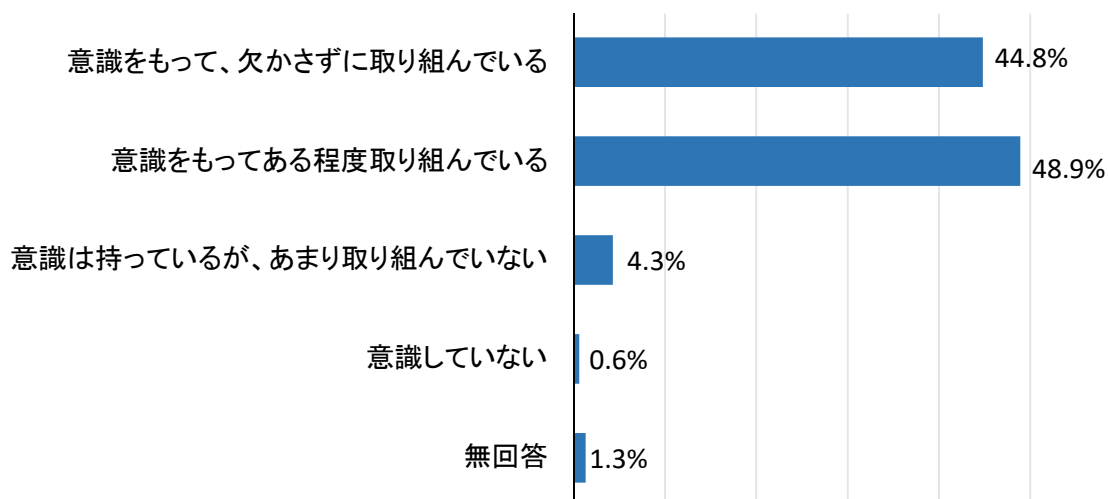
カ 犯罪情報の入手方法

「地域で起きている犯罪をどのような手段で知りますか」との間に対して、「テレビ、ラジオ、新聞などのマスコミからの情報」が47.9%と高く、次いで「インターネット(SNS)等による情報」が15.4%、「町内会からの情報」が12.2%、「地域住民からの情報」が10.7%でした。



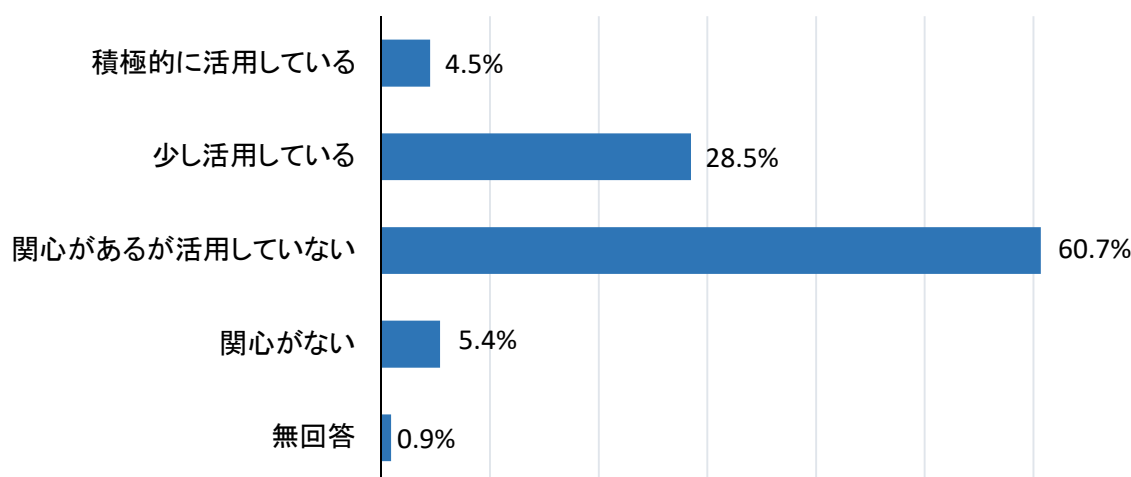
キ 防犯対策に対する意識と取り組み

「在宅時でも自宅を施錠したり、車を離れる時も必ず施錠し、貴重品を車内に置きっぱなしにしないなど、簡単にできる防犯対策を、日頃、どの程度意識して取り組んでいますか」との問に対して、「意識をもって、欠かさずに取り組んでいる」、「意識をもってある程度取り組んでいる」が93.7%で、ほとんどの人が防犯対策に意識して取り組んでいます。



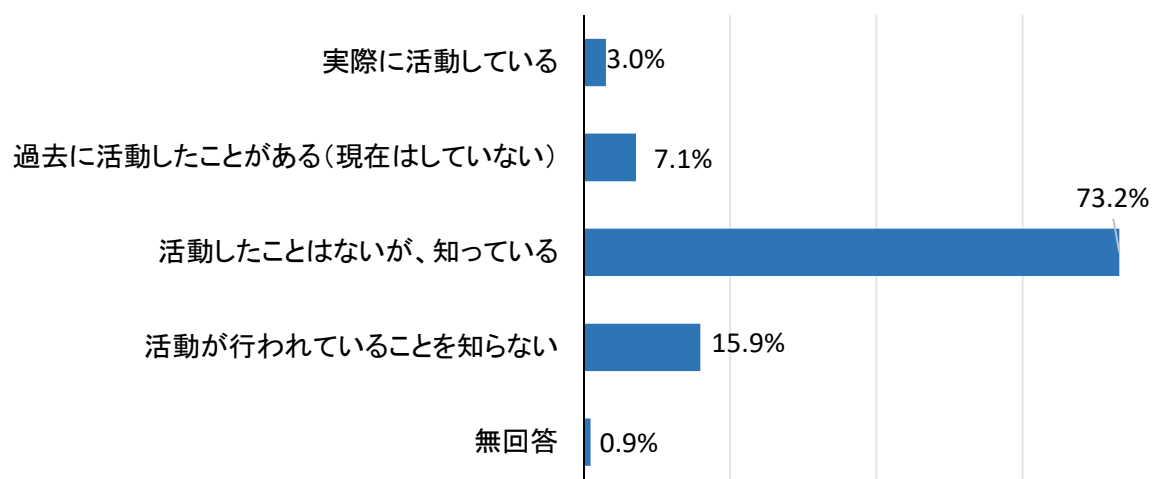
ク 防犯対策における防犯グッズの活用

「外出の際に防犯ブザーを携帯したり、自宅の防犯性能を高める効果のある補助錠や人の動きを感知して点灯するセンサーライトなどの防犯グッズをどの程度活用していますか」との間に対して、「積極的に活用している」、「少し活用している」の合計が33.0%であり、「関心はあるが、活用していない」が60.7%と約6割を占め、活用していない割合が多い結果となりました。



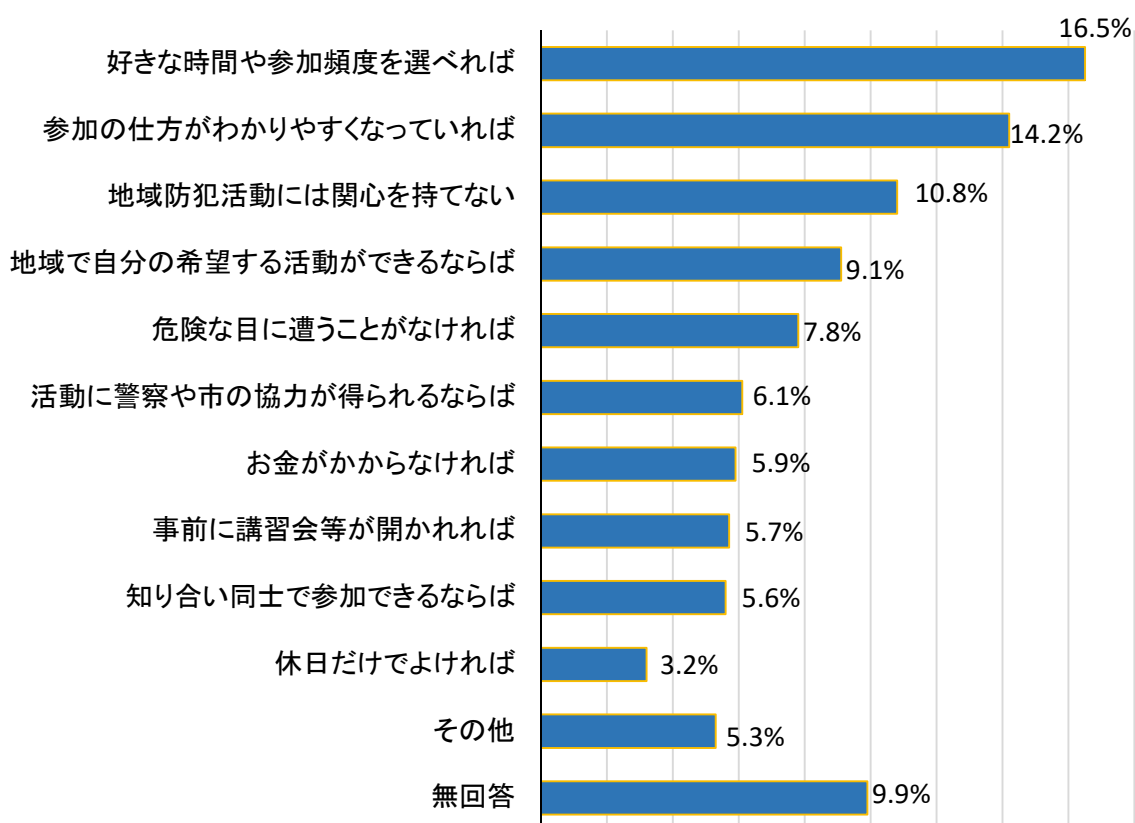
ケ 地域防犯活動(ボランティア)の認知及び活動状況

「地域住民がボランティアで実施している防犯活動を知っていますか」との間に対して、「実際に活動している」、「過去に活動したことがある(現在はしていない)」が合わせて10.1%で、「活動したことはないが知っている」が73.2%でした。



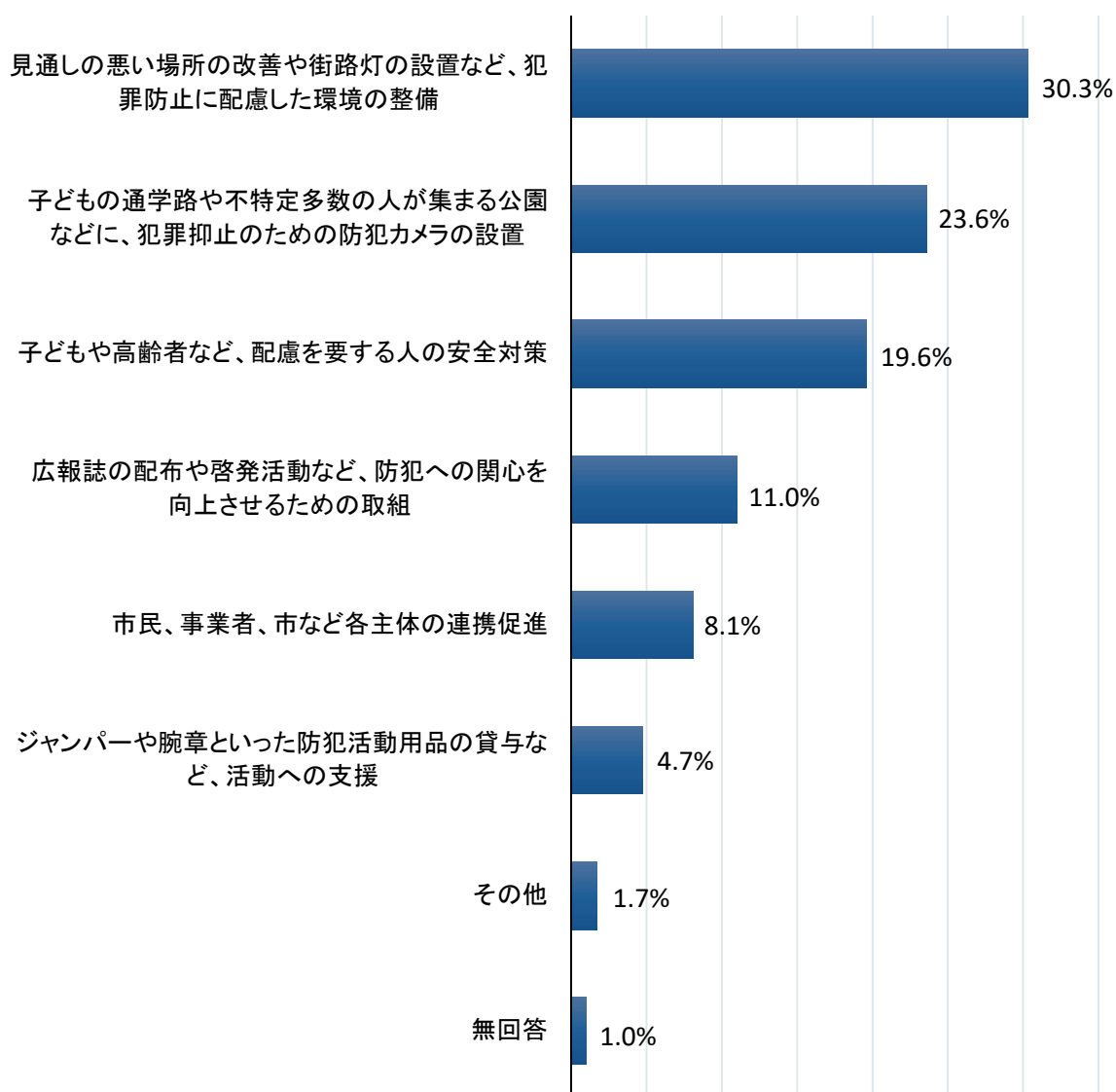
コ 地域防犯活動(ボランティア)に参加するために必要な条件

「今後、どのような条件を整えば地域の防犯活動に参加しようと思いますか」との間に
対して、「好きな時間や参加頻度を選べれば」が16.5%、次に「参加の仕方がわかりやす
くならなければ」が14.2%、「地域防犯活動には関心を持ってない」が10.8%、また、
「地域で自分の希望する活動ができるならば」が9.1%、「危険な目に遭うことがなけれ
ば」が7.8%となっています。



サ 安全で安心して暮らせるまちを実現するために市に期待する取組み

「安全で安心して暮らせるまちを実現するために、市が行う取組みとして期待するものは」との間に対して、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」が30.3%で最も多く、次いで「子どもの通学路や不特定多人数の人が集まる公園などに、犯罪抑止のための防犯カメラの設置」が23.6%、「子どもや高齢者など、配慮を要する人の安全対策」が19.6%となっています。



4 防犯に対する取組みにおける課題(犯罪発生背景と要因)

(1) 市民の安全・安心感

市民の「防犯など身近な地域の安全」についての満足度調査では、「普通」を加えると、回答者の約7割の方が、「満足」・「やや満足」と回答しています。

一方で、「何らかの犯罪被害にあうのではないか」という不安感を、6割弱の方が感じており、前回の平成26年調査時からほとんどその傾向に変化は見られませんでした。

その背景には、空き巣や車上ねらい、振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺や、さらには、子どもに対する凶悪な犯罪が全国で発生していることもあり、子どもを狙った犯罪に対する不安感もその要因の一つにあるものと考えられます。

本市における刑法犯認知件数は、ここ10年で、平成22年をピークに緩やかに減少していますが、刑法犯全体における窃盗犯罪の割合が、約6～7割を占めていることや、通勤・通学路などが不安を感じる場所の上位に上げられていることも、「犯罪被害にあうのではないかという」不安感に繋がっているものと考えられます。

(2) 市民の防犯意識

防犯においては、「自分の安全は自分が守る」という意識が重要となります。市民意識調査では、9割以上の市民が、自宅の施錠や車内に貴重品を置きっぱなしにしないなどの日常的にできる簡単な防犯対策に、意識して取り組んでいることがうかがえます。また、被害のリスクを軽減させる防犯グッズなどを活用している市民は約6割で、前回の平成26年調査時の4割を上回りました。

今後も、身近に起こりうる犯罪の未然防止など、市民一人ひとりができる範囲での安全について、自らの意思で自らが守っていくための周知・啓発に向けた取組みをさらに進めて行く必要があります。

(3) 地域の防犯活動

地域における町内会、老人クラブ、NPO法人等のボランティアによる日常的な防犯活動は、犯罪を未然防止するうえで、有効な活動とされています。

市民意識調査ではこうした活動を、「したことはないが知っている」とした市民が7割を超えています。しかしながら、必ずしも、自らの主体的活動に結び付いていないことが課題として上げられます。

町内会をはじめとする地域のボランティアによる活動組織では、担い手の減少や高齢化等が進むなかでの活動の維持、継続が全市的な課題となっています。

市民意識調査では、「どのような条件が整えば防犯活動に参加しようと思えますか」の問に対して、「好きな時間と頻度」や「参加の仕方」をあげる市民が多いことから、活動の実態や活動の方法を学ぶ機会を幅広い世代に周知していくことが必要です。

(4) 犯罪が起きにくい環境の整備

空き巣や車上ねらい、自転車の盗難、子どもを狙った犯罪は、不安を感じる犯罪として市民意識調査において上位を占めています。

また、子どもに対する変質者、不審者などからの声かけ等の事案では、「通学路などの道路」や「公園」が、市に通報として多く寄せられています。

犯罪発生を予防するうえでは、見えにくく、侵入しやすい場所を少なくすることが必要とされていますが、市民意識調査においても、「見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備」の期待度が最も高く、次いで「子どもの通学路や不特定多数の人が集まる公園などに、犯罪抑止のための防犯カメラの設置」が、市に対する取組みとしての期待度が高くなっています。

このことから、犯罪の起きにくい環境の整備と対策に加え、通学路や公園に対しての、犯罪抑止のための防犯カメラの設置を進めていくことが必要です。

(5) 子どもと高齢者の安全確保

市に寄せられた不審者などからの声かけ等の通報は、平成29年度が53件、平成30年度が63件で、平成28年度の91件から減少しましたが、全国では社会に大きな影響を与える子どもに対する凶悪な犯罪が発生していることもあり、子どもを狙った犯罪は、市民の不安感としても高いものがあります。保護者や地域、市、学校等が、連携して子どもの安全対策に取り組むことが必要です。

また、オレオレ詐欺被害に代表される振り込め詐欺による被害は、全国的にも

65歳以上の高齢者率が極めて高く、被害の未然防止が課題となっています。

高齢者の被害を防止していくためには、特に、日頃から家族間で連絡を取りあうことが重要とされており、家族はもとより地域ぐるみで被害の未然防止に向けた周知・啓発を推進していく必要があります。

第3章 計画の推進

1 計画の基本目標

この計画は、前計画(平成27年度～平成31年度(令和元年度))を踏まえ、家庭、地域、学校、関係機関及び関係団体と行政が連携・協働して、防犯に関する広報、啓発活動等の防犯活動を展開し、暴力や犯罪から守られ、安心して暮らせる市民生活の確立を目指します

この取組みとして、市民アンケートによる市民意識調査の結果をもとに、「市の取組み」、「市民の取組み」、「事業者の取組み」において、地域での防犯活動への支援や犯罪防止に配慮した環境の整備等の取組みに加え、空き巣や車上ねらい等の犯罪、高齢者被害率の高い振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や子どもを狙った犯罪等の市民にとって身近に不安を感じる犯罪の未然防止に向け、様々な取組みを進めます。

なお、市民意識調査における「地域の安全についての市民満足度」は、「満足」「やや満足」が14.4%で、前回調査時の17.7%から3.3%減少しています。

この計画における成果を、引き続き「地域の安全についての市民満足度」として評価指標とします。

令和元年度 14.4% ⇒ 令和6年度 20.0%

2 計画の推進

(1) 市の取組み

防犯条例では、市は、防犯に関し、基本となる施策を基に様々な施策を策定し、これを実施する責務を有すると規定しています。

市は、市民が安全で安心して暮らせるよう、市民や事業者、関係機関と連携・協働し、さまざまな施策を推進します。

ア 広報及び啓発活動の実施

防犯条例に基づき、市は、市民及び事業者の防犯意識の高揚を図るため、関係機関と連携・協働して広報及び啓発活動に取り組みます。

① 犯罪情報等の提供

市のホームページを通じて、市内で発生した犯罪等に関する情報をすみやかに提供します。

また、定期的に「防犯だより」を発行し、犯罪発生状況や被害防止対策等や、地域における町内会等の日常的な防犯活動の取組み事例を紹介するなどして、地域ボランティア活動を支援します。

さらに、年1回「防犯ガイドブック」を発行し、市内の各年ごとの犯罪発生状況や本市の防犯に関する取組み等を紹介します。

② 防犯に関する学習機会の提供

町内会、老人クラブ、市内各団体やグループなどを対象に出前講座を実施し、振り込め詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺の実態や被害防止対策、窃盗犯罪に関する手口や対策をDVD等を活用しながら注意喚起を図るとともに、市内で防犯活動を実施しているボランティア団体等の活動実態や活動の方法等を紹介・広報します。

また、町内会や自主防犯パトロール組織等の防犯実務担当者を対象とした、「防犯リーダー研修会」を実施します。

③ 防犯に関する啓発

青色回転灯を装着した車両により、市内地域を巡回しての防犯啓発パトロールを実施します。

また、犯罪等の多発が予想される年末に、窃盗や暴力等の犯罪などの未然防止を目的に関係団体と連携し、市民参加型の「歳末地域安全運動市民パレード」を企画・実施します。

その他、市主催の各イベントでの防犯啓発活動の実施や、市庁舎への防犯懸垂幕の掲出により、市民の防犯意識の高揚に努めます。

イ 防犯に配慮した環境の整備

犯罪を予防し、犯罪の起きにくいまちにしていくために、見えにくい場所や、侵入しやすい場所の改善など環境の整備に取り組めます。

① 防犯カメラの設置

子どもの通学路や不特定多数の人が集まる公園などに、市民のプライバシーに配慮しながら、犯罪抑止のための防犯カメラを「苫小牧市防犯カメラ設置5カ年実施計画」に基づき、設置を進めます。

② 道路における安全対策

夜間における安全を確保するため、幹線道路の街路灯については、適正な維持管理を図るとともに、町内会における防犯灯の設置費用の一部と電気代を助成します。

また、防犯上の注意喚起看板を設置するとともに、防犯に配慮した街路樹の維持管理を適切に実施します。

③ 公園における安全対策

防犯上の注意喚起看板を設置するとともに、防犯に配慮した樹木の維持管理を適切に実施します。

④ 公共施設における安全対策

公共施設の新築・改修時に、防犯上に配慮した設計に努めます。

⑤ 民間の施設等に対する協力要請

店舗や駐車場の所有者・管理者に対し、防犯注意喚起看板等の設置など、必要に応じて防犯対策への協力要請を実施します。また、空き地や空き家の所有者・管理者に対し、犯罪等の未然防止のために適正な管理を要請します。

ウ 市民及び事業者の防犯活動への支援

地域において町内会、老人クラブ、NPO法人等のボランティアによる防犯活動を支え、連携強化を図っていくために、活動への支援に取り組みます。

① 防犯活動推進員の委嘱

防犯活動の推進や地域社会の防犯に関する普及啓発を進めるため、町内会やNPO法人等からの推薦により、防犯活動推進員を委嘱し、その活動を支援します。

② 防犯パトロール等の活動への支援

町内会、老人クラブ、NPO法人等のボランティアによる防犯活動に対し、パトロール用資器材や防犯のぼり等の貸与を実施します。

③ 青色回転灯装着車両への支援

地域において青色回転灯を装着した車両による、自主的に防犯パトロール活動を実施する団体等の登録車両に対し、申請手続を含め青色回転灯やドライブレコーダー等の貸与を実施します。

エ 学校等における子どもの安全対策

保護者や地域、市、学校等が、連携を図り、犯罪の被害から子どもの安全を確保するための取組みを進めます。

① 学校における安全対策

危機管理マニュアルによる、学校、保護者、地域、関係機関との迅速な連絡体制を維持し、通学路や周辺地域の不審者情報の共有を図ります。また、学校への不審者の侵入防止のため、オートロック錠等を設置し、来校者のチェックを実施するとともに、さすまた等を使用して、教職員を対象とした不審者侵入対策対応訓練・研修を実施します。

小学生自らが、通学路における危険性を把握することを目的に「防犯マップ」を作成します。

② 通学路等の安全対策

登下校時における通学路や周辺地域での子供の安全を確保するため、保護者、学校、町内会、市交通指導員等による見守りや安全指導を行います。

市は、青色回転灯パトロール車による地域巡回を行い、子どもたちの犯罪・非行防止・健全育成のための声かけを行います。

また、市が中心となり、商店・事業所・一般住宅等に「こどもSOSの家」ステッカーの貼付の協力を求めていくとともに、市公用車両にも「子どもSOSカー」ステッカーの貼付をし不審者や犯罪から子どもを守ります。



③ 防犯力の育成

子どもが犯罪から自ら身を守ることができるよう、苫小牧警察署と連携し、小中学校において「防犯教室」を実施します。

④ その他の安全対策

青少年の健全育成と非行防止の観点から、各関係機関と小中高生による駅や大型店舗、公共施設などで迷惑行為等がないか調査を行うとともに、登下校時の通学列車に添乗しマナー違反や危険行為がないか指導します。

苫小牧警察署と合同で北海道青少年健全育成条例に基づきカラオケボックスやインターネットカフェ等を巡回し、子どもたちが条例や決まりを守っているか調査します。

また、樽前山神社例大祭や苫小牧港まつりなどを中心に帰宅時間の順守やその他非行がないか巡回指導を行います。

オ 高齢者の安全対策

高齢者が悪質商法や振り込め詐欺などの被害にあわないように、消費者被害防止講座などを通じ必要な啓発を実施します。

また、苫小牧警察署や消費者協会等で構成する消費者被害防止ネットワーク活動を推進し、消費者被害に関する情報共有や適切な相談活動を実施し、被害防止に努めます。とりわけ、高齢者被害率の高い振り込め詐欺等に代表される特殊詐欺については、家族間及び地域などで連絡を取り合うことの必要性を含め、継続した注意喚起を図ります。

加えて、認知症などにより徘徊し行方不明になる高齢者が犯罪・交通事故等の被害にあわないよう、情報共有や啓発活動等を通じ、苫小牧市認知症高齢者等の見守りSOSネットワーク事業と連携を図ります。

カ その他の取組み

① 犯罪被害者相談窓口の設置

犯罪により被害を受けた方や家族が、被害を回復し、または軽減し、再び平穏な生活に戻れるように相談窓口を設置し、警察等との連携による支援に努めます。

② 暴力団の不当介入の排除

警察との連携により市発注の契約から暴力団を排除するほか、暴力団による公共施設の使用などを排除する取組みを進めます。

③ 交番新設等の要望活動

交番は、地域住民の安全安心を確保するうえで重要な役割を果たしています。

地域からの要望である、ときわ・澄川地区への交番新設について関係機関等への要望活動を継続実施します。

(2) 市民の取組み

防犯条例では、防犯に関し、市民は自ら必要な知識及び技術を習得し、安全の保持に努めるとともに、市が実施する防犯に関する施策に協力しなければならないと規定しています。

安全・安心なまちづくりを進めるうえで、市民一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」という意識に基づき、幅広い防犯意識を持つとともに、「地域の安全は地域で守る」という観点から、町内会をはじめとする地域のボランティアによる活動組織等との連携を深め、地域ぐるみの防犯活動に取り組むことが必要です。

ア 自宅など身の回りの安全対策

自宅や車庫・物置の施錠を徹底し、センサーライトや補助錠、窓センサー、防犯ガラス等の防犯機器を活用するとともに、玄関には照明やモニター付きインターフォンを設置するなど、自宅等の被害防止に努めることが必要です。

また、自宅敷地内植栽の適切な管理に努め、見通しの良い環境を確保することも、犯罪の未然防止に繋がります。

その他、外出の際は防犯ブザー等の防犯グッズを身に着け、車両から離れる際は財布や鞆等の貴重品を車に残さず、車を必ず施錠することを徹底することが、犯罪被害にあうリスクを軽減させるうえで有効な手段となります。

イ 防犯知識の習得と地域防犯ボランティア活動への協力

地域における防犯活動の実態や活動の仕方を学び体現することは、自身が活動に参加しやすくするきっかけとなるばかりか、地域の中で良好なコミュニケーションの醸成に繋がり、犯罪の未然防止に有効です。

このため、市や警察等が行う防犯出前講座や防犯教室に参加し、町内会等が日頃行っている子どもの登下校時の見守り活動や防犯パトロール、訓練等に参加することが必要です。

(3) 事業者の取組み

防犯条例では、事業者は事業活動を行うにあたり、防犯上必要な措置を講ずることが必要であると規定しています。また、市や市民、関係機関と連携し防犯活動に取り組むことが、地域の安全安心の確保にとって必要です。

ア 事業所等の防犯対策

事業所等において防犯対応マニュアル等を作成し、オートロック錠や必要な防犯機器、セキュリティ装置、警備員を配置するなど、防犯上の措置を講ずることが必要です。

イ 従業員に対する啓発

防犯啓発冊子を活用して防犯教育を実施するとともに、防犯対策訓練を実施するなど、防犯意識の高揚に努めることが必要です。

また、市や警察が実施する防犯出前講座や防犯訓練に参加させることも、意識の啓発を図るうえで必要です。

ウ 地域における防犯活動への協力

市や警察、町内会等の防犯パトロール組織との連携を図り、地域の防犯活動に協力、参加することが必要です。

また、子どもを犯罪被害から守るために、「こどもSOSの家」ステッカーの貼付に協力することが必要です。

3 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

この計画における防犯施策の共有、推進及び検討を図る組織として、「苫小牧市防犯対策に係る連絡会議」を庁内に設置しており、今後も本組織を中心に全庁一体となって施策を展開します。

(2) 全市的な推進体制

この計画の実施に当たっては、防犯に関する関係団体の構成員や市民、学術経験を有する者などから構成される、「苫小牧市防犯のまちづくり懇話会」（以下「防犯懇話会」という。）において、計画の取組み状況や地域における課題などに関する意見を求めながら、計画に基づく施策や地域の防犯活動を総合的に推進します。

また、この防犯懇話会において、計画に基づく進捗状況を定期的に検証評価するとともに、新たな施策や計画の見直しの必要性についても意見を求めるものとします。

苫小牧市総合防犯計画の体系

計画の位置付け

「苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例」 ⇒

市の責務 「計画を策定し、推進する責務」

市民の責務 「必要な知識の習得、施策に協力」

事業者の責務 「防犯に関する必要な措置を講じ、施策に協力」

↓

「苫小牧市総合防犯計画」を推進

計画の基本目標

「安心して暮らせる市民生活の確立」

計画の対象

「刑法犯」

市民が日頃、不安を抱いている窃盗事件や子どもに対する犯罪

計画の期間

令和2年度～令和6年度まで

評価指標

「地域の安全についての市民満足度」

↓

犯罪の現況と課題

「犯罪の現状等」

「地域防犯活動(ボランティア)の現状」

「安全安心に関する市民意識」

「防犯に対する取組みにおける課題」

↓

計画の推進

市の取組み

「広報及び啓発活動の実施」

「防犯に配慮した環境の整備」

「市民及び事業者の防犯活動への支援」

「学校等における子どもの安全対策」

「高齢者の安全対策」

「その他の取組み」

市民の取組み

「自宅など身の回りの安全対策」

「防犯知識の習得と地域防犯

ボランティア活動への協力」

事業者の取組み

「事業所等の防犯対策」

「従業員に対する啓発」

「地域における防犯活動への協力」

参 考 资 料

犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する

市民アンケート調査のお願い

日頃より市政の運営につきましては、深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

苫小牧市では、平成27年度に令和元年度までの5カ年の「苫小牧市総合防犯計画」を策定し、犯罪のない安全な市民生活の確保に向け、防犯に関する広報、啓発活動等、各種施策の実施に努めてまいりました。このたび、本計画が今年度で終了することから、さらなる犯罪予防対策の取組み推進に向け、次期総合防犯計画を策定することとしています。

つきましては、市民の皆さまのご意見を計画策定の参考とするために、無作為に抽出させていただいた18歳以上の1,300名の皆さまを対象にアンケート調査を実施させて頂くことになりました。

なお、このアンケート調査は無記名で統計的に処理し、本調査の目的以外に使用することはございません。

お忙しいところ、大変ご面倒をおかけいたしますが、アンケートにご協力いただきますようお願い致します。

令和元年8月

苫小牧市

《ご記入にあたって》

- 1 アンケートは無記名方式ですので、**お名前を書く必要はございません。**
- 2 選択式の設問は、該当する記号を○印で囲んでください。
(○印の数が複数になる「設問」もあります。)
- 3 「その他」に○印を付けた場合は、() 内に文字等を具体的にご記入ください。
- 4 このアンケート調査票は、**同封の返信用封筒に入れ、切手をはらずに 8月29日(木)までに郵送にてお出してください。**(返信用封筒へのお名前などの記入は不要です。)

[調査に関する問合せ先]

苫小牧市市民生活部 安全安心生活課

電話： 32-6287 (直通)

お問い合わせ時間：月～金 8：45～17：15 (祝祭日を除く)

調査票

《あなたご自身についてお聞きします》

問 1 あなたの性別を教えてください。

- ア 男性 イ 女性

問 2 あなたの年齢を教えてください。

- ア 18歳から29歳まで イ 30歳代 ウ 40歳代
 エ 50歳代 オ 60歳代 カ 70歳代
 キ 80歳代以上

問 3 あなたのお住まいの地域について、交番管轄の中に記載した町名に○を付けて教えてください。

交 番	管 轄 町 名
駅前交番	旭町、王子町、表町、末広町、若草町、汐見町、新中野町、港町、元中野町
本町交番	大町、寿町、幸町、栄町、高砂町、錦町、浜町、本町、本幸町
双葉交番	泉町、音羽町、三光町1～4丁目、住吉町、日の出町、双葉町
木場交番	春日町、木場町、清水町、緑町
美園交番	明野新町、明野元町、三光町5～6丁目、新開町、新明町、字高丘の一部（苫小牧川以東）、字丸山、美園町、柳町
弥生交番	青葉町、白金町、新富町、大成町、元町、矢代町、弥生町
山手交番	啓北町、花園町、北光町、松風町、見山町、山手町、字高丘の一部（苫小牧川以西）
糸井交番	有明町、字糸井、有珠の沢町、永福町、柏木町、川沿町、小糸井町、光洋町、桜木町、桜坂町、しらかば町、豊川町、日新町、はまなす町1丁目、日吉町、宮の森町
錦岡交番	澄川町、青雲町、字樽前、ときわ町、字錦岡、のぞみ町、錦西町、はまなす2丁目、美原町、宮前町、明德町、もえぎ町、北星町
沼ノ端交番	字柏原、字静川、東開町、沼ノ端中央、字沼ノ端（室蘭本線以南）、船見町、一本松町、晴海町、入船町、字勇払の一部（勇払ふ頭以北）
沼ノ端北交番	拓勇西町、拓勇東町、北栄町、あけぼの町、字植苗、字美沢、ウトナイ北、ウトナイ南
勇払駐在所	字弁天、真砂町、字勇払

裏面に続きます

調査票

《苦小牧市のまちづくりにおける、防犯についてお聞きします》

問 4 あなたは、苦小牧市における、防犯など身近な地域の安全について、どのようにお考えですか。次の満足度で答えて下さい。(一つだけ○)

ア 満足 イ やや満足 ウ 普通 エ やや不満 オ 不満 カ わからない

《犯罪被害への不安感についてお聞きします》

問 5 あなたは、日常生活を送る中で、自分が何らかの犯罪被害にあらう不安を感じますか。(一つだけ○)

ア まったく感じない イ あまり感じない ウ 多少感じる エ 大いに感じる

問 6 (問5で【ウ 多少感じる】または【エ 大いに感じる】と答えた方に)
不安を感じる犯罪は、具体的にどのようなものですか。(○はいくつでも可)

- ア 空き巣などの住宅への侵入犯
- イ ひったくり・すり
- ウ 自転車盗難
- エ 自動車やオートバイ盗難
- オ タイヤ盗難
- カ 車上ねらい
- キ 振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺
- ク 暴行や傷害などの暴力的な犯罪
- ケ 痴漢
- コ 子どもが追いかけられたり、連れ去られたりするなどの子どもを狙った犯罪
- サ インターネット(SNS)等を介しての犯罪
- シ 凶悪犯罪(殺人、放火、強盗、強姦)
- ス その他(具体的に：)

問 7 (問5で、【ウ 多少感じる】または【エ 大いに感じる】と答えた方に)
不安を感じる場所は、具体的にどのようなところですか。(○はいくつでも可)

- ア 庭や車庫などを含む自宅
- イ 道路(通勤・通学路など)
- ウ 公園
- エ 駅・バス停
- オ 店舗や施設等の駐輪場・駐車場
- カ 店舗内や娯楽施設内
- キ 保育園・幼稚園・学校
- ク その他(具体的に：)

《犯罪情報についてお聞きします》

- 問 8 あなたは、地域で起きている犯罪をどのような手段で知りますか。(○はいくつでも可)
- ア テレビ、ラジオ、新聞などといったマスコミからの情報
 - イ インターネット（SNS）等による情報
 - ウ 警察（ほくとくん防犯メールを含む）からの情報
 - エ 学校からの情報
 - オ 自治体（ホームページを含む）からの情報
 - カ 町内会からの情報
 - キ 地域住民からの情報
 - ク 情報を入手する手段がない
 - ケ その他（具体的に： _____)

《防犯対策（活動）についてお聞きします》

- 問 9 在宅時でも自宅を施錠したり、車を離れるときも必ず施錠し、貴重品を車内におきっぱなしにしないなど、日常生活のなにげない行動が犯罪の被害を未然に防ぐ方法として有効とされていますが、あなたは、こうした簡単にできる防犯対策を、日頃、どの程度意識して取り組んでいますか。(一つだけ○)
- ア 意識を高く持って、欠かさずに取り組んでいる
 - イ 意識を持って、ある程度取り組んでいる
 - ウ 意識は持っているが、あまり取り組んでいない
 - エ 意識していない
- 問 10 外出の際に防犯ブザーを携帯したり、自宅の防犯性能を高める効果のある補助錠や人の動きを感知して点灯するセンサーライトなどの防犯グッズは、犯罪被害に遭うリスクを軽減させますが、こうした防犯グッズをどの程度活用していますか。(一つだけ○)
- ア 積極的に活用している
 - イ 少し活用している
 - ウ 関心はあるが、活用していない
 - エ 関心がない
- 問 11 あなたは、地域住民がボランティアで実施している防犯活動（青色回転灯車両や徒歩による地域防犯パトロール、子どもの登下校時の見守り・付添いなど）を知っていますか。(一つだけ○)
- ア 実際に活動している
 - イ 過去に活動したことがある（現在はしていない）
 - ウ 活動したことはないが、知っている
 - エ 活動が行われていることを知らない

裏面に続きます

調査票

問12 (問11で【イ 過去に活動したことがある(現在はしていない)】または【ウ 活動したことはないが、知っている】または【エ 活動が行われていることを知らない】と答えた方に)

あなたは、今後、どのような条件を整えば参加しようと思いますか。(〇はいくつでも可)

- ア 好きな時間や参加頻度を選べれば
- イ 休日だけでよければ
- ウ 参加の仕方がわかりやすくなっていれば
- エ 活動に警察や苫小牧市の協力が得られるならば
- オ 地域で自分の希望する活動ができるならば
- カ 知り合い同士で参加できるならば
- キ 事前に講習会等が開かれれば
- ク 危険な目に遭うことがなければ
- ケ お金がかからなければ
- コ その他(具体的に: _____)
- サ 地域防犯活動には関心を持ってない

問13 安全で安心して暮らせるまちを実現するために、苫小牧市が行う取組として期待するものは何ですか。(〇はいくつでも可)

- ア 広報誌の配布や啓発活動など、防犯への関心を向上させるための取組
- イ ジャンパーや腕章といった防犯活動用品の貸与など、活動への支援
- ウ 見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備
- エ 子どもの通学路や不特定多数の人が集まる公園などに、犯罪抑止のための防犯カメラの設置
- オ 子どもや高齢者など、配慮を要する人の安全対策
- カ 市民、事業者、市など各主体の連携促進
- キ その他(具体的に: _____)

《最後に、安全で安心なまちづくりについて、あなたのご意見をお聞かせください》
(自由記述)

以上でアンケートはおわりです。調査にご協力いただきましてありがとうございました。ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに 8月29日(木)までに郵送にてお出しくださいますようお願い致します。(返信用封筒へのお名前などの記入は不要です。)

○苫小牧市防犯及び交通安全に関する条例

平成13年9月28日

条例第21号

改正 平成24年3月23日条例第12号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 防犯に関する施策の基本（第6条—第8条）

第3章 交通安全に関する施策の基本（第9条—第12条）

第4章 雑則（第13条—第17条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪の防止（以下「防犯」という。）及び陸上交通の安全（以下「交通安全」という。）に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本を定めることにより、犯罪及び交通事故のない安全な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地又は建物の所有者又は管理者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業その他の事業を営む者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、防犯及び交通安全に関し、この条例に規定する施策の基本に基づき施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（市民の責務）

第4条 市民は、自ら防犯及び交通安全に必要な知識及び技術を修得し、安全

の保持に努めるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、防犯及び交通安全に関して必要な措置を講じるとともに、市が実施する防犯及び交通安全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 防犯に関する施策の基本

(広報及び啓発活動の実施)

第6条 市は、市民及び事業者の防犯に関する意識の高揚を図るため、防犯に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(防犯施設の整備等)

第7条 市は、防犯に関する環境の整備を図るため、防犯施設の整備等に努めるものとする。

(その他必要な措置)

第8条 市は、前2条に規定するもののほか、防犯に関する必要な措置を講じるものとする。

第3章 交通安全に関する施策の基本

(広報及び啓発活動の実施)

第9条 市は、市民及び事業者の交通安全に関する意識の高揚を図るため、交通安全に関する広報及び啓発活動を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第10条 市は、市民が交通安全についての理解を深めるとともに、安全な行動が実践できるよう、心身の発達段階等に応じた交通安全に関する教育の推進に努めるものとする。

(交通安全施設の整備等)

第11条 市は、交通環境の整備を図るため、交通安全施設の整備等に努めるものとする。

(その他必要な措置)

第12条 市は、前3条に規定するもののほか、交通安全に関する必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(市民団体に対する支援)

第13条 市は、防犯及び交通安全を推進するため、当該防犯又は交通安全に関する市民団体の自主的活動に対して、必要な支援を行うことができる。

(犯罪及び交通事故による被害者等への支援)

第14条 市は、犯罪及び交通事故により害を被った者及びその家族又は遺族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、国及び北海道その他の地方公共団体(以下「国等」という。)並びに関係機関及び関係団体(以下「関係機関等」という。)との連携を図りながら、相談、情報の提供その他の支援を行うよう努めるものとする。

(国等及び関係機関等との連携)

第15条 市長は、国等及び関係機関等との連携に努めるとともに、必要に応じ、国等に対し、防犯又は交通安全に関する必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(意見の反映)

第16条 市長は、市民及び事業者の防犯及び交通安全の推進に関する意見を広く聴取し、市の施策に反映するよう努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第12号改正)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

苫小牧市防犯のまちづくり懇話会設置要綱

(設置)

第1条 平成27年6月に策定した苫小牧市総合防犯計画において、当該計画に基づく取組の実施状況や地域における課題などに関する意見及び助言を求めため、苫小牧市防犯のまちづくり懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(意見等)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について意見等を述べるものとする。

- (1)防犯施策の取組に関する事項
- (2)防犯施策の課題に関する事項
- (3)その他市長が必要と認める事項

(委員の選任)

第3条 委員は12人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1)学識経験者
- (2)関係団体の代表又はその推薦を受けた者
- (3)公募に応じた者
- (4)その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は、妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 懇話会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、懇話会の司会を務める。

3 副委員長は、委員長を補佐する。

(招集)

第6条 懇話会は市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

(委員の謝礼及び交通費)

第7条 委員の謝礼は、「苫小牧市私的諮問機関の委員等に対する謝礼金の支払いに関する要綱」の規定により、交通費は「苫小牧市旅費支給条例」及び「苫小牧市旅費支給条例施行規則」に準じて支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部安全安心生活課において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から実施する。

苫小牧市防犯のまちづくり懇話会委員名簿

任期 平成30年8月1日から令和2年7月31日まで

役職名	氏名	選出区分
委員長	谷岡 裕司	苫小牧市町内会連合会
副委員長	松村 順子	苫小牧市民生委員児童委員協議会
委員	大澤 智恵美	苫小牧市PTA連合会
委員	成田 由加利	苫小牧市婦人団体連絡協議会
委員	杉浦 謙城	苫小牧市老人クラブ連合会
委員	高橋 裕美	苫小牧人権擁護委員協議会
委員	青山 幾夫	苫小牧市商店街振興組合連合会
委員	玉川 健吾	一般社団法人 苫小牧青年会議所
委員	佐藤 一美	NPO法人 エクスプローラー北海道
委員	柳田 和弥	NPO法人 日本空手道振興会 強健流空手道
委員	小野寺 傑	公募委員
委員	橋根 啓子	公募委員